

パブリックコメント
【閲覧資料】
教育委員会文化財保存活用課

丸亀市塩飽本島町笠島

伝統的建造物群保存地区保存活用計画

(案)

令和8年 月

香川県丸亀市

目 次

§ 計画の策定及び位置づけ §

1 計画の策定 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1

2 上位計画及び関連計画 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 1

§ 保存活用計画 §

1 保存及び活用に関する基本計画 ······ ······ ······ ······ ······ 2

(1) 保存活用計画の目的

(2) 保存地区の名称・面積・区域

(3) 保存地区の沿革

(4) 保存地区の現況

(5) 保存地区・伝統的建造物群の特性

(6) 保存及び活用の方向

(7) 推進体制

2 伝統的建造物及び環境物件の特定 ······ ······ ······ ······ 14

(1) 伝統的建造物

(2) 環境物件

(3) 伝統的建造物等の位置及び範囲

3 建造物等の保存整備計画 ······ ······ ······ ······ 14

(1) 保存整備の方向

(2) 保存整備計画

| | |
|-----------------------------|----|
| 4 特に必要と認められる助成措置等 | 15 |
| (1) 経費の補助 | |
| (2) 保存協力団体等への支援 | |
| (3) 技術的援助 | |
| (4) 固定資産税の優遇措置 | |
| 5 保存及び活用のため必要な管理施設・設備・環境の整備 | 15 |
| (1) 管理施設の整備 | |
| (2) 防災施設の整備 | |
| (3) 環境の整備 | |
| (4) 公開活用施設の整備促進 | |
| 6 保存及び活用のため必要な事業計画 | 18 |
| (1) 情報発信 | |
| (2) 人材育成 | |
| (3) 施設整備と空き家活用 | |
| (4) 離島環境を活かした取組 | |

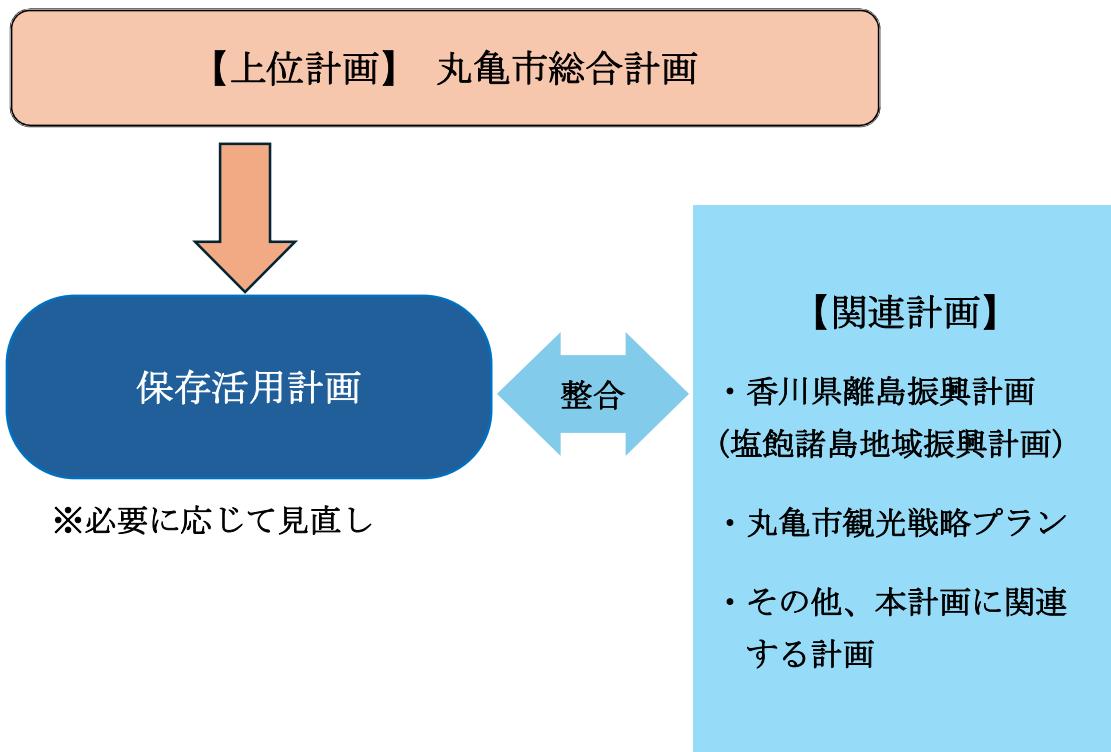
§ 計画の策定及び位置づけ §

1. 計画の策定

丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 17 年条例第 105 号。以下「保存条例」という。）第 5 条の規定に基づき、丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存及び活用に関する計画（以下「保存活用計画」という。）を定めます。

2. 計画の位置づけ（上位計画・関連計画）

保存活用計画は、丸亀市総合計画を上位計画とし、今後の自然的・社会的環境や地域情勢の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います。また、本計画に関連する計画（香川県離島振興計画、丸亀市観光戦略プランなど）と随時整合を図りながら進めるものとします。



§ 保存活用計画 §

1 保存及び活用に関する基本計画

(1) 保存活用計画の目的

保存地区では、昭和 60 年（1985）に重要伝統的建造物群保存地区に選定されて以来、地域住民や関係団体、行政が一体となって、歴史的景観の保全や建造物等の修理・修景に取り組んできました。こうした関係者の長年の努力により、当地区では歴史的に価値の高い建物や町並みが良好な状態で今に引き継がれています。

本計画では、これまで地域住民と共に築いてきた保存地区を市民共有の文化遺産として将来にわたり保存するとともに、地域の生活文化を尊重しながら、当地固有の地域資源として活用するための基本的な方針を定め、地域の発展と住民の暮らしが調和する持続可能なまちづくりに資することを目的とします。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

名称：丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区

面積：約 13.1 ヘクタール

区域：丸亀市本島町笠島の一部（[別図 1 参照](#)）



保存地区上空より

(3) 保存地区の沿革（歴史的背景や地域特性）

① 地勢

塩飽諸島は、瀬戸内海東部に位置する香川県の島々で、無住の島も含め 28 の島々から成ります。その塩飽諸島のなかでも主要な島は塩飽七島と呼ばれ、丸亀市の本島、広島、牛島、手島、坂出市の櫃石島、与島、多度津町の高見島の 7 つの島があります。本島はその塩飽七島でも親島と言われた中心的島です。

保存地区のある集落部分は、海際で海拔 5m 程度、南の山際で海拔 7m 程度のゆるい傾斜をもつ平たん地で、海岸には約 60m 沖に防波堤が築かれ、東西約 150m、南北約 60m の港が設けられています。さらに、港から約 1km 沖には、東西約 1 km、南北約 500m の向島があります。付近は豊富な漁場に恵まれているうえ、北側は向島が、東側は海に張り出した城山が集落の所在を隠しています。城山の山上からは瀬戸を通る船が見渡せ、海岸にはかつては遠浅の砂浜があったことから、港としても、集落としても地理的好条件を備えていました。そのため、古くから人が住み付き、城山の山頂の北端には古墳が築かれていたことが露出した石棺によって知られています。また、古代には海賊の根拠地だったとも考えられています。

② 回船業と人名制度

鎌倉時代以降に海賊は香西家資によって平定され、塩飽諸島はその子孫の宮本氏によって統治されました。16 世紀になると操船に長けた島の船乗りたちは塩飽水軍として知られるようになり、戦国時代には物資の輸送や高官の移動等に貢献し、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康からも評価されたことが知られています。

天正年間に塩飽諸島において「人名」と呼ばれる制度が発生し、御用加子浦としての性格を江戸時代まで持続しました。人名は天正 18 年（1590）に豊臣秀吉から塩飽に与えられた朱印状により規定された公的な 650 人の加子役の制度で、島の石高 1250 石を領有する一方、公儀の海上輸送の義務を負いました。島民の卓越した造船・操船技術は古くから知られており、秀吉以前にも度々軍事目的の輸送を命じられて優れた働きをみせました。塩飽から出役した者は 450 人で、船 200 艘を船方 200 人として物成高を分配しました。前述の宮本氏などは人名成立以降年寄り役に選ばれ島内最高の地位を保っていました。

江戸時代に入ってもほぼ同文の朱印状により人名の制度は継続され、17 世紀初頭までには一種の自治権が与えられていました。塩飽諸島は天領として大半の期間は大坂町奉行直属とされ、人名制度のもと年寄、年番、庄屋、組頭等の役職を置いて自治が行われました。このうち年寄は 4 人からなる最高職で、苗字帶刀を許され奉

行所との連絡を取りました。また、年番は人名の多い泊や笠島から選ばれ、塩飽勤番所で塩飽諸島全体の政務を執っていました。庄屋・組頭は各島・各浦に配置され、江戸時代の塩飽は江戸城修築や島原の乱などに役加子と廻船を出して瓦・材木・戦具・馬などを運送し、長崎奉行の下向の際も毎回役加子を出して用を勤めました。

寛文年間に河村瑞賢が西廻海運を確立すると、塩飽の島民はその運航に集中しました。西廻海運は御城米船、のちには北前船と呼ばれ、北陸・奥羽方面から日本海・瀬戸内海を経て大阪に達し、時には江戸まで延長される航路です。新井君美（1657～1725）は『奥羽海運記』で「塩飽の船隻、特に完堅精好（巧）、侘（他）州に視るべきに非ず、その賀使郷民また淳朴いつわらずよろしく特に多くとるべし」と記しています。

西廻海運が開かれて間がない時は、古くから廻船を多く持っており、造船と操船に卓越した塩飽の島民が特に多く採用されています。

③ 廻船業の衰退と塩飽大工

西廻航路が全国的に発達する正徳期（1711～1716）以後は、各地に廻船業者が生まれ、塩飽の島民は独占的営業が不能となり、元禄期（1688～1704）頃を最盛期として廻船業は衰退に向かいます。元禄10年（1697）の代官所宛の文書では、「国々御城米百姓直廻シニ罷成候以後西国北国筋ヨリ江戸江相廻候御城米船積之儀、不残塩飽船被為仰付船相続仕候処ニ近年ハ御米石高之内少不被為仰下候。依之塩飽之船持共過半明船ニ罷成次第ニ減リ島中之者至極迷惑仕候……」とその様相を伝えています。船数の記録では正徳3年（1713）は200～1500石積で112艘を数えますが、享保6年（1721）には廻船23艘、明和2年（1765）には25艘と2艘増加したものの寛政2年（1790）には7艘と減少しています。1,000石積のような大型廻船の減少につれて、小型船による船商売や島外の廻船に乗込む廻船加子も生じました。寛政2年（1790）塩飽明細帳末尾の文章にも「島々之者共浦稼之儀先年ハ廻船多数御座候テ船稼第一ニ仕候へ共、段々廻船減候ニ付異船稼並猶働仕候者茂御座候且又他国へ罷越廻船小船之加子働仕、又ハ大工職仕近国へ年分為渡世罷出候、老人妻子共農業仕候」とあり、大工職で近国へ出稼ぎに行き、島では老人や妻子が農業に従事していると書かれています。こうして拡大した大工職は、塩飽大工と呼ばれる職人集団となります。例えば吉備津神社本殿の宝暦9年（1759）に始まる修理時の棟札に「塩飽大工棟梁大江紋兵衛常信」と本島の泊出身の大工の氏名が書かれており、近隣の社寺建築に塩飽大工の仕事を多数確認できます。

明治 2 年（1869）に版籍奉還が行われ、明治 3 年（1870）に塩飽諸島が属した倉敷県は人名に対し塩飽の領知高の没収と朱印状の還納を命じたことで人名制は終焉を迎えました。その後も人名の子孫は地主や漁業権者としての特権を保持していましたが、第二次世界大戦後の農地改革と漁業法改正により失われました。壬申戸籍によれば、その時点で笠島 196 戸の職業別戸数は、農業が 57 戸、漁業が 8 戸、大工職が 74 戸、船来渡世 25 戸、商業 5 戸、その他 27 戸となっており、1/3 以上が大工職に従事していましたことがわかります。

④ 港周辺の変容

港は昭和 4、5 年頃から始まる埋め立てと護岸工事によって現在では岸辺より直ちに水深が深くなっていますが、それ以前は干潮時には港の半ばまで砂浜が露呈していました。防波堤の築造時期は不明ですが、天保 10 年（1839）の「笠島浦北手新開願書」の絵図が具体的な形が見られる最も古い史料です。これによると、船の出入口を 5 ケ所設け、ほぼ一直線に築かれていたことがわかります。このときの港の広さは、東西 120 間、南北 50 間で、現在の埋め立て前の広さと一致します。この防波堤の両端のみ、現在も当時の位置を保っているとみられます。泊からの道には南側からの峠越えをして東小路に至る道の他に、城山の東側の海際を迂回して港に出る道があります。この迂回路は車による物資輸送のために昭和 44～45 年頃に新たに設けられたものです。

（4）保存地区の現況（保存地区の選定までと選定後の主な経緯）

① 保存地区の選定まで

笠島地区では、昭和 50 年（1975）に国の伝統的建造物群保存地区の制度が創設されたことを受けて、市教育委員会と地元住民との間で制度活用の気運が高まり、以後官民連携で必要な調査・研究が行われるなど、早期選定に向けた活動が展開されました。

- ・昭和 57 年（1982）4 月：本島町笠島まち並保存協力会が発足
- ・昭和 58 年（1983）3 月：丸亀市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定
- ・昭和 59 年（1984）2 月：丸亀市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設立し、同年 12 月に市教育委員会で塩飽本島町笠島保存地区（約 13.1 ヘクタール）及び保存計画を決定・告示
- ・昭和 60 年（1985）4 月：国の重要伝統的建造物群保存地区に選定（13 日：官報告示）

② 保存地区の選定後

保存地区に選定された後は、国の支援制度等を活用しながら、建造物の修理・修景や主要道の整備などを計画的に進めてきました。その結果、往時の建物の形質やまち並みを色濃く受け継いだ一つの集落として、質の高い伝統的建造物群保存地区が形成されています。

しかし一方で、昭和 59 年 4 月（保存計画策定当時）の保存地区の人口は 231 人（93 世帯）でしたが、令和 7 年 4 月の時点では人口 20 人（18 世帯）まで減少し、そのほとんどが 65 歳以上と、人口減少と高齢化が著しく進行し、社会的共同生活の維持そのものが困難になりつつある状況です。また、人口減少に伴い、住居などが利用されず日常管理が行き届かない空き家が増加し、保存地区の美しい景観や生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

このような課題に対応するため、従来から活動してきた「NPO 法人 本島町笠島まち並保存協力会」（以下「保存協力会」という。）に加え、令和 6 年（2024）6 月に伝統的建造物等の活用を主目的とする「一般社団法人 笠島まち並保存活用会」（以下「保存活用会」という。）が設立されました。これら地域住民主体の組織を中心に、住環境の保全活動、空き家の管理や住居等への活用による移住促進、島外人材の協力も得た伝統行事の開催など、保存地区の継承と活性化に向けた取組が展開され、人材不足に苦慮しながらも、地域の未来を守るための努力が続けられています。

- ・昭和 63 年（1988）6 月：真木（さなぎ）邸を「笠島まち並保存センター」として一般公開
- ・平成 2 年（1990）4 月：藤井邸を「文書館」として一般公開
- ・平成 5 年（1993）3 月：マッチョ通り、東小路の整備事業が完成（平成 2 年から自治省地域づくり推進事業「歴史の道」整備事業として路面の復旧・舗装、側溝石積復旧、電柱の移設等を行った。）
- ・平成 12 年（2000）12 月：笠島まち並保存協力会が特定非営利活動法人（NPO 法人）の認証を受け、以後同協力会を中心とした集落の保全・活性化に向けた公益活動が積極的に展開
- ・平成 23 年（2011）10 月：真木（まき）邸を「ふれあいの館」として一般公開
- ・平成 25 年（2013）10 月：瀬戸内国際芸術祭 2013 から本島会場として参加し、以後 3 年に一度開催（秋会期）の会場となる。
- ・令和元年（2019）5 月：笠岡市・丸亀市・土庄町・小豆島町による日本遺産「石の島」ストーリーが文化庁より認定され、「笠島集落」が構成文化財となった。
- ・令和 6 年（2024）6 月：建造物の活用等を目的に保存活用会が設立



選定当初 東小路



現在 東小路



選定当初 まち並保存センター



現在 まち並保存センター

(5) 保存地区・伝統的建造物群の特性

① 地形

本島は、笠島、泊、甲生、小阪、大浦、福田、尻浜、生ノ浜の8つの行政区域に集落が形成され、いずれも海岸沿いの低地に立地します。保存地区のある笠島は、本島の東北端に位置する集落で、北側は海に面し、東側は海に張り出した城山（東山）(39.9m)、南側は光厳寺山(38.9m)、西側は尾上神社のある西山(36.6m)という三方が丘陵に囲まれた東西約200m、南北約200mの範囲にあります。北側の海沿いには笠島漁港があり、さらに海を介した1kmほど先に向島があります。入江を形成し、島の間は洲になっていることから、天然の良港となる地形にあります。

② 地割・道路構成

保存地区の敷地割は、文政年間以来道路の配置や宅地の範囲にはほとんど変化がありません。また、保存地区の南端の田中小路にある旧年寄の吉田家の敷地を除き、比較的均等な敷地割であり、笠島では人名株の集中がほとんどなかったためと推察されています。道路は、東の城山と南の光厳寺山の境に向かって南北に通る東小路、東小路とT字型に接し海岸線に並行して東西に通るマッチョ通り、東小路の中程から西へ

分かれ東西に通る田中小路の3つの主要道路で構成されています。文政12年（1829）の「浦方屋敷絵図」でもそれら3つの通りは「町通り」と記され、当時からの主要道であると推察されます。3つの通りの中では、マッチョ通りが幅員4.5m前後と最も広く、その中央付近は5mほどに拡幅された広場があり、共同井戸と高札場の跡地があります。さらに、東小路が緩やかなS字形、マッチョ通りは海側に弓なりに曲がって見通しがきにくくなるように計画されていることが伺えます。マッチョ通りにも途中で食い違いがあり、保存地区には、他の道路にも交差部をT字形や食い違いの十字路とするなどして見通しがきにくくない場所が見受けられ、城下町のような道路構成になっています。

③ 主屋・附属屋

寛政9年（1797）に塩飽勤番所ができるまでは、年寄が自宅に朱印状を保管し、政務をとっていたためか、旧年寄の居宅は特に大きく、保存地区にも、年寄の1人であった吉田彦右エ門の屋敷跡が「田中小路」のほぼ中央の山側に残っています。吉田家は、約300坪の敷地で、庭には泉水が設けられていたと伝わっています。一般の家は、文政12年（1829）の絵図控によれば、100坪近い敷地を有するものは数戸で、20～40坪が多く、主屋の規模も現存する遺構からみると15～16坪程度が標準だったと思われます。敷地内には主屋の他に納屋等の附属屋を置きますが、敷地が狭いところへ附属屋を建てるので敷地内にはほとんど空地が残りません。なお、大正15年頃の写真によりマッチョ通りの中ほどにある空地には大きな倉庫があったことが判明していますが、保存地区には土蔵を有する家は数戸のみです。これは、当地では加子稼が第一であったためだと推察され、附属屋としては薪置き程度の納屋があればよかつたものとみられます。土蔵を持たない家では、つしを物置としています。なお、保存地区には、隣地や向かいの敷地に納屋を有する家がありますが、これは一部を除いて明治以降の建築と考えられています。

④ 建物・外壁の特性

【主屋】

- ・屋根形式：切妻造平入本瓦葺が主体で、道路交差部には片入母屋造平入本瓦葺の家が破風を道路に向けて建ち、入母屋造本瓦葺の妻入建物も2例あり、景観に変化を与えています。



妻入り建物（文書館）

- ・階数：瓦葺の平屋建、つし二階建、二階建があり、主要道路沿いにはつし二階の主屋が多く、町並みの中心を形成しています。



つし二階建

- ・外壁：大壁造と真壁造の二種類があり、明治・大正期までは大壁造が主流で、主要道路沿いではほとんどが大壁造です。仕上げは漆喰塗りが大半で、庇や壁角に海鼠壁を施す例もあります。

【附属屋】

- ・種類：納屋、土蔵、倉庫などがあり、土蔵は数戸に限られますが、景観上重要な役割を担っています。
- ・配置：敷地が狭いため、空地をほとんど残さず配置されるのが一般的です。
- ・屋根・外壁：主屋に準じた瓦葺きが多く、外壁は漆喰仕上げや海鼠壁を施す場合もあります。

【神社・寺院】

- ・神社：社殿は入母屋造本瓦葺が多く、漆喰塗りの壁や木部の意匠が伝統的景観を補強しています。
- ・寺院：本堂は入母屋造本瓦葺が基本で、山門などの附属建物も伝統的意匠を保持しています。外壁は漆喰仕上げが多く、寺院の構えが町並みに重厚感を与えています。



尾上神社



専称寺

⑤ 屋敷構え・間取り

【屋敷構え】

保存地区の伝統的家屋は、屋敷構え（正面構え）により「町屋形式」と「農家形式」に大別され、各々の特性に応じた場所に建てられています。（別図2参照）

- ・町屋形式：出格子や出窓格子を備え、町並みに都市的な統一感を与えます。腰高格子付き雨戸構えを持ち、町屋形式を簡略化したものも含まれます。こうした町屋形式の建物は、東小路やマッチョ通りなど主要道路沿いに多く分布します。
- ・農家形式：縁を設け、格子を持たない素朴な構えで、農村的景観を形成します。こうした農家形式の建物は、主要道から離れ周辺部の山際に多く分布します。



町屋形式



農家形式

【間取り】

間取りは四間取形式で、表に2部屋面するのが一般的です。その場合、大戸口寄りの部屋を雨戸構え腰高格子、座敷を出格子とする組み合わせが多く見られます。主屋は整形四間取りが多く、一部に食違四間取りがあります。部屋を食い違わせることでできた隙間に前栽（庭）を設ける工夫もあり、庭木が町屋形式の建物が連続する通りの景観に変化を与えています。四間取りの上手に設けられる床の間を備えた座敷の位置は、表の場合と奥の場合があり、奥の場合は敷地奥に前栽がとられます。玄関土間と奥のダイドコロ土間の境界には簾戸があり、土間の表と奥の領域を明確に分けるのも特徴です。

⑥ 工作物

保存地区に現存する家屋の門や塀、石垣、共同井戸等の工作物は、近世以来の海運・生活文化の痕跡を良好に留めており、道路形態や宅地割と一体となって歴史的景観を構成しています。

【門】

主屋の正面ではなく、通りから一段奥まった位置に設けられる場合が多く、敷地境界の曖昧さと奥行きを演出しています。形式は、長屋門またはこれに類する形式がみられます。構造は、木造で茶褐色の塗装、白漆喰壁、瓦葺き塀と連続させる配置が多く、建物と塀の接続部として景観が統一されています。

【塀】

荒壁仕上げ、白漆喰塗り、瓦葺土塁などがみられ、建物外壁との素材・色調を揃えることで景観統一が図られています。敷地境界を形成し、通行動線の誘導の役割を果たしています。建物・門・石垣と連続して、歴史的街路の包囲感・一体感が形成されています。

【石垣】

集落の地形（城山の麓、海岸段丘）に沿って築かれ、野面積み・粗石積みなど、島嶼部特有の石材加工技術を示しています。石材は島内産や近隣島産が使用され、経済・流通圏の歴史を読み解く手掛かりとなり、塩飽諸島の歴史的港町の外観要素を形成しています。屋敷地の高低差・宅地割の明確化を示し、道路・塀・建物と高低差を介して立体的景観が生み出されています。

【共同井戸】

石積みや円筒形井戸枠など、当地区に特有の形式がみられ、古いものでは野面石積み、新しいものでは切石積みが用いられています。通り端部・寺院前・街路の屈曲部

など、人の往来・交流が生じる場所に設けられる傾向がみられます。



共同井戸

⑦ 環境物件

保存地区には、旧海岸線を示す石積みが環境物件として残存し、護岸機能に加え、集落形成、地形環境を読み解く重要な手掛かりとなっています。当該石積みは港湾施設・道路・宅地割と一体で歴史的景観を構成しています。



旧海岸線を示す石積み

(6) 保存及び活用の方向

保存地区における保存及び活用については、歴史的・文化的価値の継承と地域活性化の両立を図ることを基本方針とします。建物の保存にとどまらず、それらを取り巻く歴史的な町並み、人々の暮らし・伝統文化が一体となった「歴史的風致」の維持・向上を図りながら、地域資源として最大限に活用します。これにより、地区内外の人々の良好で多様な関係性を築き、持続可能な地域づくりにつながることを目指します。

(7) 推進体制

保存活用計画の推進にあたっては、行政及び附属機関、地域団体、専門家・関係機関が連携し、役割分担を明確にした体制を構築します。

① 行政担当部局

市教育委員会を中心に、文化財の保存・活用及び保存地区の管理・運営に関する総合調整を担います。国・県との協議や補助制度の活用、事業計画の策定・実施、広報活動等を行い、保存活用の基盤を確保します。また市内部においては、文化財保存活用部局、離島振興部局、産業観光部局など関係部局の横断的な連携を図ります。

② 市附属機関

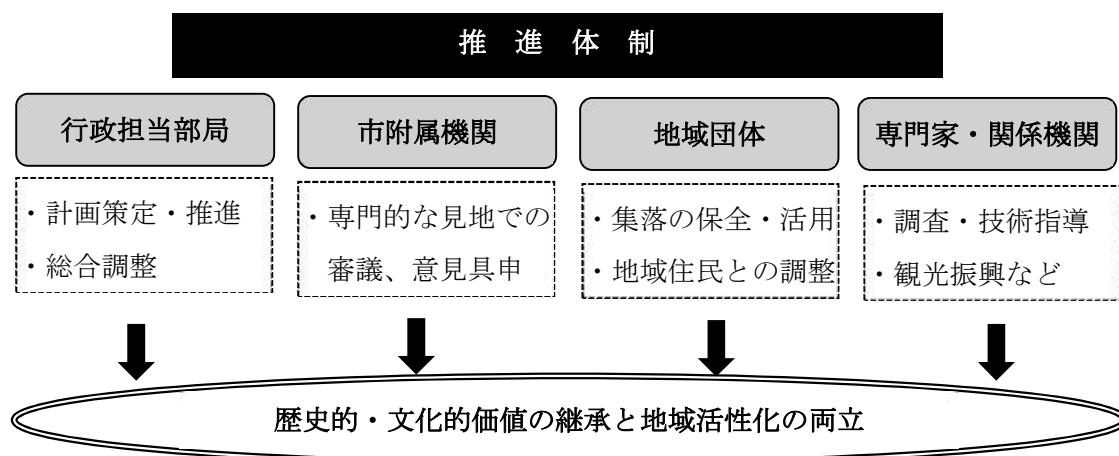
丸亀市伝統的建造物群保存地区保存審議会において、建造物等の修理・修景について審議するとともに、文化財保護に関する専門的な見地からの助言や文化財を活用した施策に関することなど、多方面からの意見具申を行います。

③ 地域団体

保存協力会を中心に、自治会など地域住民の主体的な参画を促し、建造物の維持管理や景観保全活動を推進します。また保存活用会による空き家活用や地域イベントの企画運営など、保存地区に関わる団体や行政担当部局との連携のもとで、地域コミュニティの活性化と生活環境の向上に努めます。

④ 専門家・関係機関

建造物の修理技術に精通した専門家や大学等と協力し、建造物等の調査研究、修理・修景に関わる人材育成を進め、文化財保存の質的向上を図ります。また、観光関連団体など、地域の魅力発信に関する知識やネットワークを有する機関と連携し、文化財の効果的な活用を促進します。



2 伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物は、町並みの骨格を形成し、保存地区の歴史的風致を構成する重要な要素であることから、建築年代、構造形式、意匠の特徴、歴史的背景などを総合的に評価し、文化財的価値の高いものを特定します。

① 建築物

保存地区の特性をよく表している主屋、付属屋等で、[別表1に示す通り](#)とします。

② 工作物

保存地区の特性をよく表している門、塀等で、[別表2に示す通り](#)とします。

(2) 環境物件

伝統的建造物と一体をなす環境を保存するため、保存地区の歴史的風致を支える重要な構成要素として特に必要と認められる物件で、[別表3に示す通り](#)とします。

(3) 伝統的建造物等の位置及び範囲

伝統的建造物および環境物件の位置及び範囲は、[別図3に示す通り](#)とします。

3 建造物等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

保存地区における建造物等の保存整備は、地域住民の暮らしとの調和を図りながら、地区内に現存する伝統的建造物や石垣、石畳、町割りなどの歴史的景観の維持・向上を図ることを基本とします。

(2) 保存整備計画

① 伝統的建造物

伝統的建造物の保存修理については、主として外観（これと密接に関連する内部構造を含む。）を維持するため、別に定める「修理基準」に基づき、現状維持もしくは復元的手法により修理するものとします。

② 環境物件

環境物件は、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める「復旧基準」に基づき保存整備に努めるものとします。

③ 伝統的建造物以外の建造物

伝統的建造物以外の建築物及びその他の工作物については、保存地区の歴史的風致と調和するよう、別に定める「修景基準」に基づき修景を行うものとします。また、修景基準を満たすことができない場合でも、歴史的風致を損なわないよう、別に定める「許可基準」を満たすものとします。

4 特に必要と認められる助成措置等

(1) 経費の補助

保存活用計画に基づき、歴史的風致を維持・形成していくために行う事業等に対し必要な補助を行います。

(2) 保存協力団体等への支援

地域における保存活動の担い手として組織された保存協力会等に対しては、空き家の利活用や景観の保全・啓発などの活動経費に係る助成や事業実施に関する助言・調整など、継続的な支援を行います。

(3) 技術的援助

伝統的建造物の修理等にあたっては、所有者や施工事業者に対し、文化財建造物に精通した専門家による技術指導や助言が受けられるよう支援します。

(4) 固定資産税の優遇措置

保存地区内にある土地及び家屋については、「丸亀市伝統的建造物群保存地区における丸亀市税条例の特例を定める条例」（平成 17 年 3 月 22 日条例第 79 号）に基づき、固定資産税を軽減し、所有者の経済的負担の低減を図ります。

5 保存及び活用のため必要な管理施設・設備・環境の整備

(1) 管理施設の整備

市が一般公開施設として管理する「笠島まち並保存センター」、「ふれあいの館」及び「文書館」（以下「市管理施設」という。）については、保存地区の保存及び活性化の拠点施設として、施設間相互に連携しつつ、各施設の持つ機能の充実を図ります。

① 笠島まち並保存センター

当施設は、市管理施設の中核を担う施設として、文化財保護に関する管理や啓発活動のほか、地域情報の収集と発信、来訪者の総合案内などを行います。また今後は、

地区住民や関係団体の活動拠点として、保存・活用に関する企画や調整機能の強化を図ります。

② ふれあいの館

当施設は、笠島まち並保存センターに近接することから、双方の緊密な連携のもとで、地域住民や来訪者の交流を促す場として活用します。伝統文化や生活様式を体験できるプログラムやワークショップなど、多様な活動が可能な空間の創出を検討し、地域の魅力を体感できる機能の充実を図ります。

③ 文書館

当施設は、歴史的に価値の高い文書や資料を保存・公開する施設として運営し、地域の歴史的価値を多くの人々が共有できる施設として活用します。

(2) 防災施設の整備

保存地区における災害リスクを軽減し、伝統的建造物群の安全を確保するため、「丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区防災計画」（令和3年3月策定）に基づき防災施設の整備を行います。

① 防火水槽・消火栓

保存地区における消防活動の円滑化を図るため、令和4年度に当地区の中心部に防火水槽及び消火栓を整備しました。今後当施設を地区内の重要な消防水利として活用するとともに、消火栓については、既存水道の水圧・流量を考慮しつつ、必要に応じて追加整備します。

② 防災倉庫

災害発生時に地域住民が迅速に対応できるよう、令和5年度に防災資機材を管理する防災倉庫を整備しました。今後、配備する資機材の充実を図るとともに、可能な範囲で車両進入路の確保に努めます。



防災倉庫



防災資機材

③ 避難経路と案内表示

災害時に安全かつ迅速な避難が可能な経路を確保し、観光客や高齢者にもわかりやすい案内表示を整備します。案内表示は、景観に配慮した色彩等を採用します。

(3) 環境の整備

保存地区は、文化財として価値の高い区域であると同時に、地区住民の生活の場であることから、環境の整備においては、歴史的風致の保存と継承に努めつつ、生活環境の維持・向上を図ります。

① 道路

地区住民や来訪者の安全確保のため、保存地区内の道路や側溝について、必要な整備を行います。特にマッチョ通り及び東小路は地区全体の景観に影響が及ぶことから、その整備及び維持管理においては、建造物や周辺環境との調和を十分に考慮するものとします。

② 駐車場

地区住民及び来訪者の利便性向上のため、既存の駐車場を活用し、原則として集落内への車両の進入を禁止します。

③ 公共空間及び案内表示

保存地区内の未利用地を活用し、ベンチ等を配した休憩スペースを整備するなど、公共空間の充実を図ります。また、保存地区の景観に配慮しつつ、地区内の案内看板や公開施設等をわかりやすく紹介するサインを設置します。

(4) 公開活用施設の整備促進

伝統的建造物を活用し多様な交流と賑わいを創出するため、市管理施設のほか、民間団体や企業、大学等による地区内の空き家を活用した公開活用施設の整備を促進します。

豊島邸活用状況



6 保存及び活用のため必要な事業計画

(1) 情報発信

保存地区の美しい町並みや独自の歴史・伝統文化、豊かな自然環境を広く周知し、来訪者の誘引につなげるため、様々な媒体を活用した情報発信に取り組みます。

- ・市管理施設など公開施設に係る展示機能を強化し、地区内に案内看板や伝統的建造物の価値を伝えるサインを設置します。
- ・パンフレット等に加え、ウェブサイトやSNSを活用し、地域活動や保存地区の魅力を広く発信します。
- ・定例的な集客イベントを開催し、来訪者の増加を図るとともに、パブリシティの効果的な活用を含めた情報発信を通じて、保存地区の認知度向上を図ります。
- ・旅行業・航路事業等の民間事業者と連携し、観光振興の視点での集客・情報発信を推進します。
- ・情報媒体の多言語化や瀬戸内国際芸術祭との連携など、インバウンド対応を強化します。

丸亀市塩飽本島町笠島伝統的建造物群保存地区選定40周年記念シンポジウム

(令和7年11月16日開催)



笠島トークラボ（令和7年12月20日開催）



(2) 人材育成

人口減少・高齢化に対応し、保存地区の持続的な保存と活用を推進するため、地域内外から人材を確保・育成します。

- ・シンポジウムや郷土学習、住民参加型行事など地域への誇りや愛着が深まる機会を設け、シビックプライドの醸成に努めるとともに、地区外の人々との交流を通じて、関係人口の増加を図ります。
- ・伝統的建造物の修理技術や景観保全に関する知識を持つ事業者や専門機関と連携し、技術継承につながる人材を育成します。
- ・観光関連団体や観光振興施策と連携し、来訪者に当地固有の歴史文化と魅力を伝えるガイドの養成や観光プロモーション等に携わる地域人材の確保に努めます。
- ・企業・大学との連携による研修機会の創設や、学校教育と連携した郷土学習等を通じて、次世代の人材を育成します。

高校生フォトフェスティバル（令和7年8月30・31日開催）



(3) 施設整備と空き家活用

官民が協力して、地域の拠点施設を充実させるとともに、空き家活用を進め、地域コミュニティの維持と観光振興の両立を目指します。

- ・市管理施設を地域活性化の拠点として整備し、地区住民や関係団体が活動しやすい仕組みを構築します。
- ・地域団体（保存活用会など）と連携し、空き家情報を集め、利活用可能な物件の確保に努めます。
- ・空き家情報の周知や見学会の開催により、住居・店舗・宿泊施設などの多用途な利用を促進し、移住者や来訪者の増加を図ります。

(4) 離島環境を活かした取組

塩飽諸島ならではの歴史や自然環境を活かし、離島に関わる団体や民間事業者等とのネットワークを築き、離島振興施策と連携した独自の取組を進めます。

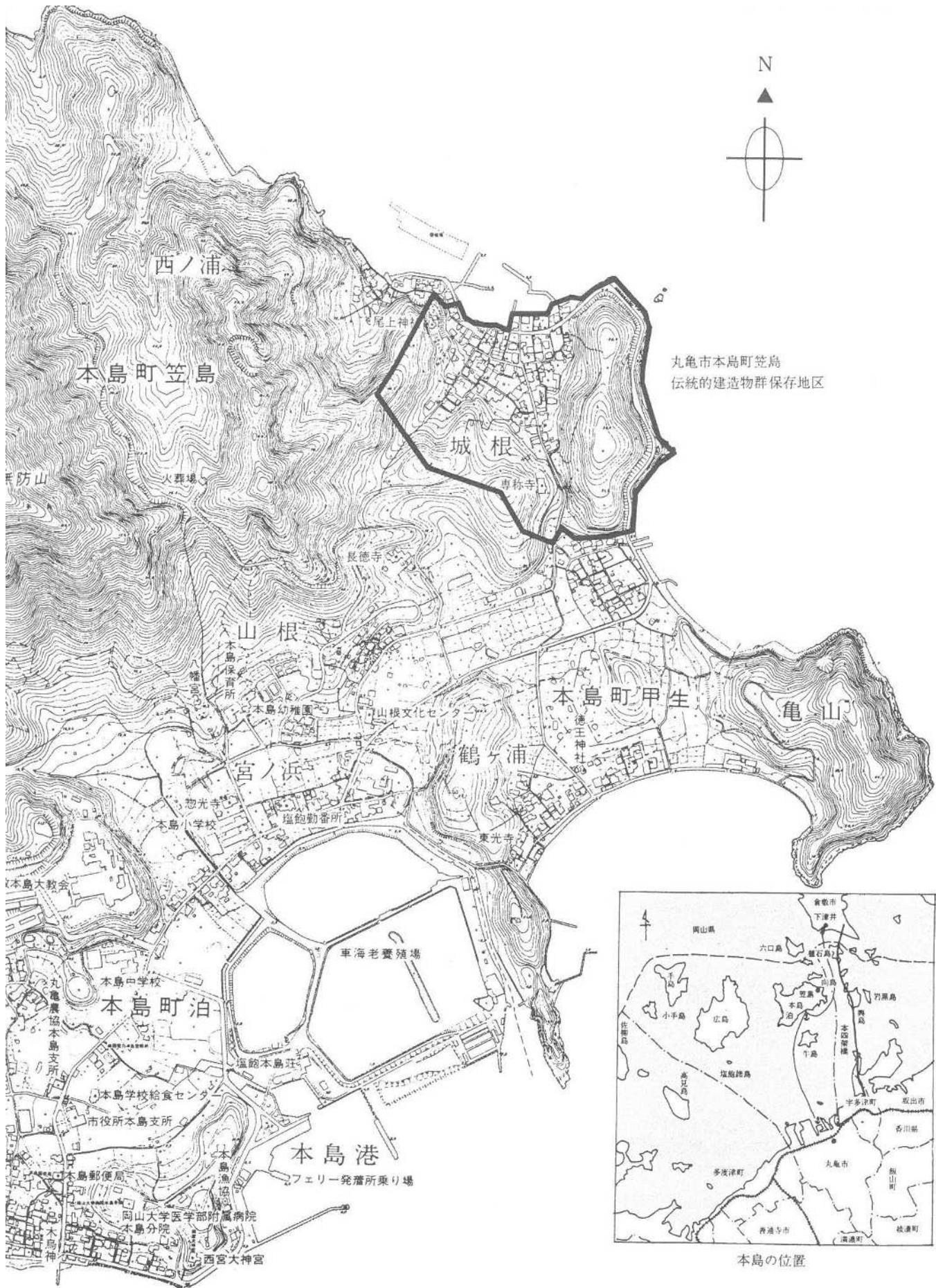
- ・瀬戸内国際芸術祭をはじめとする国際的な文化イベントや瀬戸内DMO、本四高速などの広域ネットワークを活用し、笠島の魅力を瀬戸内ブランドとして国内外へ発信します。
- ・せとうち備讃諸島「石の文化」をテーマに、日本遺産認定を受けた2市2町（笠岡市・丸亀市・土庄町・小豆島町）の枠組みで、観光資源の創出や広域交流を促進し、多様な地域人材の育成に取り組みます。
- ・離島振興に関する支援制度を活用し、地域の活性化につながる環境整備や移住・定住の促進を図り、地域コミュニティの持続的な発展を目指します。



瀬戸内国際芸術祭

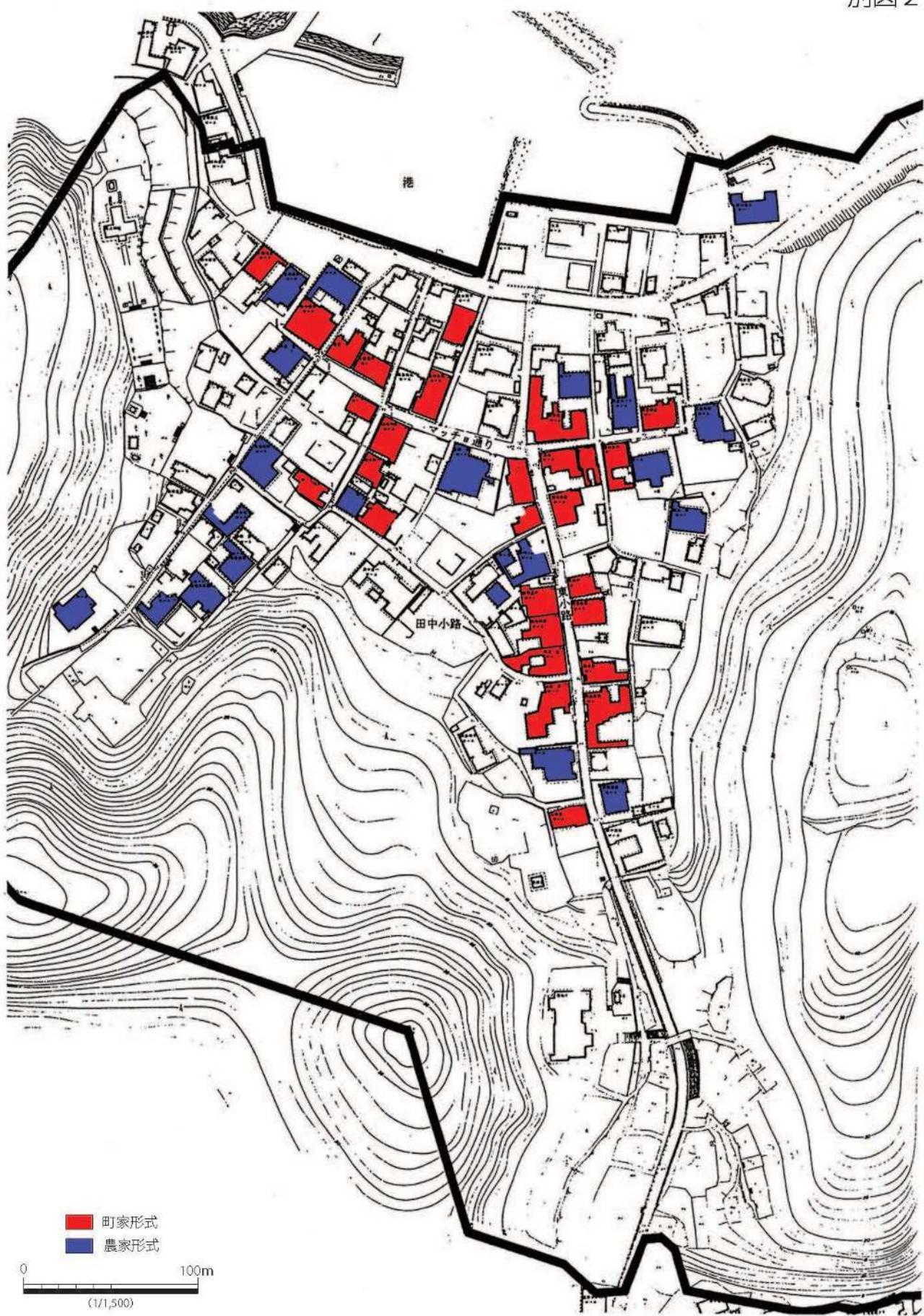


日本遺産



本島の位置

別図2



別表1 伝統的建築物

| 番号 | 保存番号 | 種 別 | 員 数 | 所在地 |
|----|------|-----|-----|-------------|
| 1 | 2 | 主 屋 | 1棟 | 本島町笠島284 |
| 2 | 4 | 附属屋 | 1棟 | 274 |
| 3 | 5 | 主 屋 | 1棟 | 272、273 |
| | | 附属屋 | 1棟 | |
| 4 | 6 | 主 屋 | 1棟 | 271 |
| 5 | 7 | 主 屋 | 1棟 | 264-2、270 |
| | | 附属屋 | 2棟 | |
| 6 | 8 | 主 屋 | 1棟 | 263 |
| 7 | 10 | 主 屋 | 1棟 | 261 |
| 8 | 11 | 主 屋 | 1棟 | 265 |
| 9 | 14 | 附属屋 | 1棟 | 269 |
| 10 | 15 | 主 屋 | 1棟 | 268 |
| | | 附属屋 | 1棟 | |
| 11 | 17 | 附属屋 | 2棟 | 266 |
| 12 | 18 | 主 屋 | 1棟 | 259 |
| 13 | 19 | 主 屋 | 1棟 | 258 |
| 14 | 20 | 主 屋 | 1棟 | 257 |
| 15 | 21 | 主 屋 | 1棟 | 247 |
| | | 附属屋 | 1棟 | |
| 16 | 23 | 主 屋 | 1棟 | 244 |
| | | 附属屋 | 1棟 | |
| 17 | 24 | 主 屋 | 1棟 | 248 |
| 18 | 25 | 主 屋 | 1棟 | 249-1、249-2 |
| | | 附属屋 | 1棟 | |
| 19 | 26 | 主 屋 | 1棟 | 237 |
| | | 附属屋 | 2棟 | |
| 20 | 27 | 主 屋 | 1棟 | 236 |
| | | 附属屋 | 2棟 | |
| 21 | 29 | 主 屋 | 1棟 | 227 |
| | | 附属屋 | 1棟 | |
| 22 | 45 | 主 屋 | 1棟 | 250 |
| 23 | 46 | 主 屋 | 1棟 | 252 |
| | | 附属屋 | 1棟 | |

| 番号 | 図面土地番号 | 物件種別 | 員数 | 住所 |
|----|--------|---------------------------|----------------------|-----------------|
| 24 | 50 | 主 屋 | 1棟 | 255 |
| 25 | 51 | 主 屋 附属屋 | 1棟 4棟 | 256 |
| 26 | 56 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 229-8、322-1、323 |
| 27 | 57 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 320、321、322-2 |
| 28 | 58 | 附属屋 | 1棟 | 327 |
| 29 | 59 | 附属屋 | 1棟 | 324 |
| 30 | 60 | 附属屋 | 1棟 | 229-9 |
| 31 | 62 | 主 屋 附属屋 | 1棟 3棟 | 326 |
| 32 | 63 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 344 |
| 33 | 64 | 主屋 | 1棟 | 346 |
| 34 | 65 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 347 |
| 35 | 66 | 主 屋 附属屋 | 1棟 2棟 | 345 |
| 36 | 67 | 主 屋 | 1棟 | 354 |
| 37 | 68 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 355 |
| 38 | 70 | 主 屋 | 1棟 | 356-2 |
| 39 | 73 | 主 屋 | 1棟 | 359 |
| 40 | 75 | 本 殿 拝殿幣殿 荒 神 宝 藏 | 1棟 1棟 1棟 1棟 | 386-1、388 |
| 41 | 80 | 主屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 348 |
| 42 | 81 | 附属屋 | 1棟 | 343 |
| 43 | 83 | 主 屋 | 1棟 | 341、342-2 |
| 44 | 87 | 主 屋 附属屋 | 1棟 2棟 | 337 |
| 45 | 89 | 主 屋 | 1棟 | 335 |

| 番号 | 図面土地番号 | 物件種別 | 員数 | 住所 |
|----|--------|------------|----------|-----------|
| 46 | 90 | 主 屋 | 1棟 | 334 |
| 47 | 91 | 主 屋 | 1棟 | 333 |
| 48 | 92 | 主 屋 | 1棟 | 328 |
| 49 | 94 | 主 屋 | 1棟 | 330-2 |
| 50 | 95 | 主 屋 | 1棟 | 332 |
| 51 | 101 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 314、315 |
| 52 | 102 | 主 屋 | 1棟 | 313, 316 |
| 53 | 103 | 主 屋 | 1棟 | 312 |
| 54 | 104 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 305 |
| 55 | 106 | 主 屋 | 1棟 | 306 |
| 56 | 107 | 主 屋 | 1棟 | 304 |
| 57 | 108 | 主 屋 附属屋 | 1棟 2棟 | 303 |
| 58 | 109 | 主 屋 附属屋 | 1棟 2棟 | 302 |
| 59 | 110 | 主 屋 | 1棟 | 300、301 |
| 60 | 111 | 主 屋 | 1棟 | 290、291 |
| 61 | 112 | 主 屋 | 1棟 | 289-2 |
| 62 | 116 | 本 堂 庫 裏 | 1棟 1棟 | 432 |
| 63 | 117 | 堂 | 1棟 | 287-2 |
| 64 | 121 | 主 屋 | 1棟 | 297 |
| 65 | 123 | 附属屋 | 1棟 | 407-1、408 |
| 66 | 124 | 主 屋 | 1棟 | 407-2 |
| 67 | 126 | 主 屋 | 1棟 | 404 |
| 68 | 129 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 392 |
| 69 | 130 | 主屋 | 1棟 | 395-1 |
| 70 | 132 | 主 屋 | 1棟 | 395 |
| 71 | 133 | 附属屋 | 1棟 | 395 |
| 72 | 139 | 主 屋 附属屋 | 1棟 1棟 | 389-1 |
| 73 | 141 | 主 屋 | 1棟 | 666 |

別表 2-1 工作物（石垣・塀・門・井戸屋形）

| 番号 | 保存番号 | 種 別 | 員 数 | 所在地 |
|----|------|---------------|-------------|-----------------|
| 1 | 2 | 土塀 | 1 | 本島町笠島284 |
| 2 | 3 | 土塀 | 1 | 275 |
| 3 | 4 | 土塀 | 1 | 274 |
| 4 | 5 | 土塀 | 2 | 272、273 |
| 5 | 6 | 土塀 | 2 | 271 |
| 6 | 7 | 土塀 | 2 | 264-2、270 |
| 7 | 19 | 土塀 | 1 | 258 |
| 8 | 24 | 土塀 門 板塀 | 1 1 1 | 248 |
| 9 | 25 | 土塀 | 2 | 249-1、249-2 |
| 10 | 50 | 土塀 | 1 | 255 |
| 11 | 51 | 土塀 | 1 | 256 |
| 12 | 56 | 井戸屋形 | 1 | 229-8、322-1、323 |
| 13 | 62 | 板塀 | 1 | 326 |
| 14 | 66 | 土塀 板塀 | 1 | 345 |
| 15 | 68 | 門 | 1 | 355 |
| 16 | 80 | 土塀 | 2 | 348 |
| 17 | 101 | 土塀 | 1 | 314, 315 |
| 18 | 110 | 石垣 板塀 門 | 1 1 1 | 300, 301 |
| 19 | 111 | 石塀 | 1 | 290, 291 |
| 20 | 95 | 石垣 | 1 | 388 |
| 21 | 129 | 石垣 | 1 | 390 |
| 22 | 138 | 石垣 | 1 | 389-1 |
| 23 | 142 | 石垣 石段 | 1 1 | 441 |

別表2-2 工作物（石祠・道標、井戸・墓碑・樹木等）

| 番号 | 保存番号 | 種 別 | 員 数 | 所在地 |
|----|--------|-----|-----|-------|
| 1 | 116の東南 | 墓碑 | 6 | 本島町笠島 |
| 2 | 114の東南 | 井戸 | 1 | 285 |
| 3 | 45 | 井戸 | 1 | 250 |
| 4 | 29の南端 | 石祠 | 1 | |
| 5 | 29の南端 | 燈籠 | 1 | |
| 6 | 30の西端 | 燈籠 | 1 | |
| 7 | 53の西南 | 石祠 | 1 | |
| 8 | 53 | 樹木 | 1 | 317-1 |
| 9 | 53 | 庭石 | 1 | 317-1 |
| 10 | 63の西南 | 井戸 | 1 | |
| 11 | 75の東南 | 井戸 | 1 | |
| 12 | 102の東北 | 道標 | 1 | |
| 13 | | 井戸 | 1 | 411 |
| 14 | | 井戸 | 1 | 388 |
| 15 | 74 | 墓碑 | 1 | 386-2 |

別表3 環境物件（旧宅地の海岸線を示す石積み）

| 番号 | 保存番号 | 種 別 | 員 数 | 所在地 |
|----|------|-----|-----|----------|
| 1 | 46 | 石積 | 1 | 本島町笠島252 |
| 2 | 41 | 石積 | 1 | 254-1 |
| 3 | 50 | 石積 | 1 | 255 |
| 4 | 51 | 石積 | 1 | 256 |
| 5 | 54 | 石積 | 1 | 317-2 |
| 6 | 62 | 石積 | 1 | 326 |
| 7 | 63 | 石積 | 1 | 344 |
| 8 | 66 | 石積 | 2 | 345 |
| 9 | 67 | 石積 | 1 | 354 |
| 10 | 68 | 石積 | 1 | 355 |
| 11 | 69 | 石積 | 1 | 356-1 |

別図3

